

- 建物の構造や設備が著しく不良な「空き家」または「空長屋」の除却費用の一部を補助します。

補助金額	空き家：最大100万円（除却費の4/5） 空長屋：最大80万円（除却費の4/5）
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「不良住宅」※と多久市が認めるもの ・個人が所有する空き家または空長屋であること ・公共事業などによる移転、建替えなどの補償の対象となっていないこと ・除却に対して他の補助金を受けていないこと ・多久市内の業者に発注する工事であること
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家または空長屋の所有者またはその法定相続人 ・市税などを滞納していないこと ・暴力団員などではないこと

※「不良住宅」とは、主として居住の用に供される建築物または建築物の部分でその構造または設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいいます（住宅地区改良法第2条第4項）

事前調査

補助を受けるには市の調査・認定が必要です。受付期間内に必ず事前調査申請書を市に提出してください。要件に該当する物件が多い場合は、周辺への影響などを考慮して補助対象を決定します。

事前審査受付期間

5月7日(水)～6月30日(月)

令和7年度
多久市不良住宅除却費補助金
の受け付けを開始します

問 環境課 空き家・空き地対策係
☎0952-7518440



お知らせ



令和7年度 多久市人権・同和教育講座／「県民カレッジ夢パレットさが」参加講座
「心のセミナー」受講生を募集します

問 人権・同和対策課（中央公民館内） ☎0952-75-4824 ☎0952-74-3284



- 同和問題をはじめとするさまざまな人権問題への理解と認識を深める講座です。
- 講座に関心のある人は、どなたでも受講できます。受講料は無料です。

回	日時	テーマ	講師など	場所	募集人数
1	6月20日(金) 10時～12時	家族法“大改正”の時代 変わったところ／変わらないところ	佐賀大学 教授 吉岡 剛彦	中央公民館 視聴覚室	50人程度
2	7月18日(金) 10時～12時	犯罪や非行を防止し、立ち直り を支える地域の力を	小城多久地区保護司会 倉富 博美	中央公民館 視聴覚室	50人程度
3	8月6日(水) 13時30分～ 15時30分	多久市同和问题講演会 「好感、共感、親近感が人権力を育む」	関西外国語大学 教授 明石 一朗	中央公民館 大ホール	450人 程度
4	9月19日(金) 10時～12時	同和問題の正しい理解と 認識のために	佐賀部落解放研究所 大串 京子	中央公民館 視聴覚室	50人程度
5	10月20日(月) 10時～12時	こどもの人権を考える	社会福祉士／公認心理師 堀川 重敏	中央公民館 視聴覚室	50人程度
6	11月30日(日) 13時30分～ 16時30分	多久市人権フェスタ 人権標語・人権ポスターコンクール入賞者表彰 講演：子育ては自分（親）育て 講師：牛丸 和人		中央公民館 大ホール	450人 程度
7	12月18日(木) 10時～12時	障がいとの向き合い方、 かわり方	佐賀県庁出納局会計課 中島正太郎	中央公民館 視聴覚室	50人程度
8	令和8年 1月23日(金) 10時～12時	ハラスメント防止への意識を 高めるために	yorokobi企画 代表 池田 宏子	中央公民館 視聴覚室	50人程度